

四	三	二	一	等 令 省 ○
發 行 方 法	用 振 替 法 の 適 用	の 法 発 号 名	令 を 和 元 年 七 月 一 日 に 第 五 条 に 関 す る	財 務 省 第 七 十 七 号
		條 律 行 称	和 次 元 の 年 と お り 一 日 に 第 五 条 に 関 す る	國 債 省 第 七 十 七 号
競 債 定 特 あ 争 争 う 札 価 振 の 以 律 社 一 法 会 一 る た 運 十 財 回 利	債 項 律 計 号 法 め 営 四 政 付	第 一 関 第 一 公 必 一	利 付 国 庫 債 券 (二 年)	付 し た 一 項 の 利 付 国 債 の 発 行 条 件 、
争 市 め 別 つ 入 入 。 へ 格 替 適 下 (平 成 十 三 年 法 律 第 七 十 五 号)	債 、 株 式 等 の 振 替 に 関 す る 法	二 関 第 一 公 必 一	第 二 行 源 第 二 十 二 年)	昭 和 五 十 七 年 大 藏
入 場 る 参 て 札 札 に 以 を 機 用 「 振 替 法 」	十 す 三 平 債 要 第 昭 和 二 年)	三 る 条 成 の な 四 和 二 年)	第 三 行 源 第 二 十 二 年)	大 臣 麻 生 太 郎
札 特 も 加 、 と 発 よ る 「 争 は 受 け 」	二 関 第 一 公 必 一	四 十 一 行 源 第 二 十 二 年)	第 四 行 源 第 二 十 二 年)	
發 别 の 者 財 同 行 る 「 争 は 受 け 」	三 る 条 成 の な 四 和 二 年)	五 十 一 行 源 第 二 十 二 年)	第 五 行 源 第 二 十 二 年)	
行 参 に ご 務 時 「 発 価 に 日 け 」	四 十 一 行 源 第 二 十 二 年)	六 十 一 行 源 第 二 十 二 年)	第 六 行 源 第 二 十 二 年)	
「 加 よ と 大 に と 行 」	五 十 一 行 源 第 二 十 二 年)	七 十 一 行 源 第 二 十 二 年)	第 七 行 源 第 二 十 二 年)	
と 者 る に 臣 行 い 「 競 し 銀 も 」	六 十 一 行 源 第 二 十 二 年)	八 十 一 行 源 第 二 十 二 年)	第 八 行 源 第 二 十 二 年)	
い 、 発 応 が わ う 以 争 て 行 の う 」	七 十 一 行 源 第 二 十 二 年)	九 十 一 行 源 第 二 十 二 年)	第 九 行 源 第 二 十 二 年)	
う 第 行 募 各 れ 」	八 十 一 行 源 第 二 十 二 年)	一 百 一 行 源 第 二 十 二 年)	第 一 百 一 行 源 第 二 十 二 年)	
」 I (限 国 る 、 一 札 わ す し 」	九 十 一 行 源 第 二 十 二 年)	二 百 一 行 源 第 二 十 二 年)	第 二 百 一 行 源 第 二 十 二 年)	
及 非 以 度 債 入 価 価 「 れ る 、 の 」	一 百 一 行 源 第 二 十 二 年)	三 百 一 行 源 第 二 十 二 年)	第 三 百 一 行 源 第 二 十 二 年)	
び 価 一 額 市 札 格 格 と る 」	二 百 一 行 源 第 二 十 二 年)	四 百 一 行 源 第 二 十 二 年)	第 四 百 一 行 源 第 二 十 二 年)	
価 格 国 を 場 で 競 競 い 入 の 定	三 百 一 行 源 第 二 十 二 年)	五 百 一 行 源 第 二 十 二 年)	第 五 百 一 行 源 第 二 十 二 年)	

六

イ

發

入価 入価・別債行争非者特国
 札格行札格第参市及入価・別債
 発競 発競Ⅱ加場び札格第参市
 行争額行争非者特国発競I加場

五

イ

方募

入価法入
 札格決
 発競定
 行争の

法め當三つ定う億額
 律のに億いにち円面
 第公必六て基、金
 三債要千はづ財額
 条のな八、き政で
 第発財百額発法一
 一行源十面行第兆
 項のの五金し四六
 の特確万額た條千
 規例保円で利第九
 定にを、九付一百
 に關図財百国項五
 基する政九債の十
 づるた運十に規五

込募各当も各
 み限國ての申
 の度債るか込
 応額市。らみ
 募の場その
 額範特のう
 を圃別応ち
 割内參募応
 りに加額募
 当お者を価
 ていご順格
 るてと次の
 。各の割高
 申応りい

發別にご務後格
 行參よと大に競
 「加るに臣行争
 と者發応がわ入
 い・行募各れ札
 う第へ限國るの
)。II以度債入募
 非下額市札入
 価「を場での
 格國定特あ決
 競債め別つ定
 争市る參てを
 入場も加、し
 札特の者財た

七

ハ

ロイ
払

ハ

ロ

争非者特国行	争非者特国入価込	行	争非者特国行	争非者特国
入価・別債	入価・別債札格	入価・別債	入価・別債	
札格第参市	札格第参市發競金	札格第参市	札格第参市	
發競Ⅱ加場	發競Ⅰ加場行争額	發競Ⅱ加場	發競Ⅰ加場	

四五
千百
円六
十二
億五
五千
五百
五十
二万

三円一
千兆
六七
十千
億六
三十二
四億
百八
七千
万四
六十
千三
円万

でた条特円いに關國財で利第別十はき
五利第別
百付一會
五百項計
十債のに
九に規關
億つ定す
円いにる
て基法
'づ律
額き第
面發四
金行十
額し六

て基する政千付一會五、發
'づるた運百國項計億額行
額き法め當十債のに二面し
額のに六に規關千金
金行第公必億つ定す六額利付
額し三債要四いにる百で
でた条のな百て基法九一
三利第發財九はづ律十兆
千付一行源十、き第五四
四國項のの万額發四万千
十債の特確円面行十円八つ
一に規例保金し六、百い
億つ定にを額た条特四て

十
三
二

十
イ
一

九
八

初利入価・別債行争非者特国
期札格第参市及入価・別債
利発競Ⅱ加場び札格第参市
子率行争非者特国発競I加場

入価発
札格行行
発競価
行争格日

振額最
替低行
額
単面
位金

る号の銀額し令年
期及翌行を、和〇
日び営休支次二・
×に第業業払の年一
100.1つ十日日う算一パ
い五にに。式月一
×て号支当たに一セ
同に払ただよン
じおうるしりト
。いへと、算を
。て以き支出支
規下は払し払
定、、期た期
す次そが金と

錢額格
六面
厘金
額
百円
円の円
に
つ
き
百
円
六
十
三

錢額
五面
厘金
以額
上百
の円
そに
れつ
ぞき
れ百
の円
応六
募十
価二

令す額の振
和るの記替
元。整載法
年数又の
七倍は規
月の記定
一金録に
日額はよ
に、る
よ最振
る低替
も額口
の面座
と金簿

五
万
円
規
定
に
は
る
と
金
簿

十
九
十
八
十
七
十
六
十
五
十
四

払
込
期
日
者
札
参
加
入
場
所
支
元
金
金
額
償
利
期
限
償
還
利
期
子
後
の
利
以

令
和
元
年
七
月
一
日
財
務
大
臣
か
ら
通
知
を
受
け
た
者
日
本
銀
行
額
三
月
年
う
百
円
に
つ
き
百
円
月
月
う
七
月
支
間
各
月
支
及
び
に
月
付
お
い
利
て
を
子
毎
年
期
と
し
前
、
各
月
支
及
び
に
月
付
お
い
利
て
を
子
支